

裏面の記入上の注意をよくお読みの上ご記入ください。

太枠の中は⑧で2と記入された方のみ記入してください。

厚生年金基金

厚生年金基金理事長殿

年金額改定事由該当届

このたび年金額の改定事由に該当しましたのでお届けします。

平成 年 月 日提出

① 受給権者氏名	(フリガナ) (氏) (名)	② 印	③ 性別	男 ・ 女	④ 生年月日	昭和 年 月 日
⑤ 年金証書番号	⑥ 厚生年金基金 加入員番号			⑦ 基礎年金番号		
⑧ 加入員資格及び 加入員資格喪失日	1. 現在も加入員である。 [退職の日の翌日をご記入ください。] 2. 退職により加入員資格を喪失した。→ [平成 年 月 日] 3. 70歳到達により加入員資格を喪失した。					
⑨ 住 所	住所の郵便番号 (フリガナ)			TEL ()		
⑩ 支払機関 の 指 定	1. 銀行・金庫 信組・農協 支店 [普通(総合)・当座] [口座番号] 2. 郵便局現金受取 記号 番号 3. 郵便局自動預入 [-]			⑪ 厚生年金保険 (国)から年金を 受けておられま すか	1. はい(全額停止中の場合を含みます) 2. いいえ 3. 請求中 (社会保険事務所への請求書 提出日平成 年 月 日頃) (提出社保名 社会保険事務所)	
⑫ 改 定 事 由	1. 加入員の資格を喪失した日から起算して1月を経過したため。 2. 在職中に(65歳到達等で)老齢厚生年金の受給権を取得したため。 3. 在職中に(65歳未満で)特例による老齢厚生年金等の受給権を取得したため。 4. その他 ()					
⑬	⑧で「2.退職により加入員資格を喪失した」とお答えになった方で60歳以上65歳未満の方にお尋ねします。 基本手当(失業給付)を請求または受けておられますか。		1. 現在受給中である。 } 公共職業安定所に求職の申込みを行った年月日を記入してください。 2. 現在請求手続中である。 } (平成 年 月 日) 3. 受給を終了している。 → 終了年月日について記入してください。 ・60歳前に終了 ・60歳以上で終了(終了日:平成 年 月 日) 4. 請求しない。			
⑭	最後に加入員として所属していた (加入員の方は現在の)事業所		事業所名 [事業所番号]		事業所所在地	
⑮ 添 付 書 類	1. (厚生年金基金)年金証書 2. ⑪の厚生年金保険(国)から年金を受けておられるときは、その年金証書(写し) 3. ⑬の1に○をされた方は「雇用保険受給資格者証」の写し					

受付日付印

基金使用欄					
基金処理日	常務理事	事務長	課長	係長	係
年 月 日					
連合会への登録処理日	基本手当(失業給付)の併給調整の有無		高在老支給停止調整対象		
年 月 日	1. 対象者 2. 非対象者		1. 対象者 2. 非対象者		

● 厚生年金基金年金額改定事由該当届記入上のご注意

1. ①氏名は銀行振込等の場合、この氏名で振込みをしますので、通帳の口座名義をご確認のうえ、正しいフリガナを記入してください。
2. ②印鑑は、印鑑登録がされていないものでもかまいません。
3. 「⑤年金証書番号」, 「⑥厚生年金基金加入員番号」の欄について
基金からお渡ししている年金証書又は加入員証により記入してください。
4. 「⑦基礎年金番号」の欄について
基礎年金番号通知書または年金手帳（厚生年金保険被保険者証）等により記入してください。
5. 郵便番号は今後の年金の通知の送付先ですので、必ず7桁でご記入ください。
6. 「⑩支払機関の指定」欄について
郵便局現金受取の場合は、支払日以降に郵便局で証書の発行手続が行われるため、証書がお手元に到着するまで日数を要します。また、郵便局での受取内容の事後確認も容易ではありませんので、なるべく銀行振込、郵便局振込（自動預入）をご指定ください。
なお、振込の場合は必ずご本人名義の預金口座をご記入ください。
7. 「⑪厚生年金保険から年金を受けておられますか」の欄について
「1. はい」の場合は、必ず年金証書（写し）を添付してください。
「2. いいえ」の場合で、国の老齢厚生年金の受給権のある方は必ず国の手続きをとってから基金へこの請求書をご提出ください。
8. 「⑫改定事由」欄
「1. 加入員の資格を喪失した日から起算して1月を経過したため」とは喪失した後再び当基金の加入員となることなくして資格喪失日から1ヶ月を経過したことをいいます。
9. 当基金は国に準じて基本手当（失業給付）との併給調整を行っております。⑧で2と答えられた方は、必ず⑬をご記入ください。
「4. 請求しない」と回答された場合でも、後日基本手当（失業給付）を受けておられることが判明した場合には、併給調整を行いますので、ご了承ください。
10. 基金の年金は所得税法上は雑所得として課税の対象となり、年間のお受取額（当基金分のみ）が80万円（65歳未満の方は108万円）以上である場合は、その支給のつど源泉徴収されます。
年金の改定と同時に年金を受けることができる方のうち、配偶者控除、扶養控除等相当の控除を受けようとするときは、「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を基金にご提出ください。